

分類番号			
保存期限	1・3・5・10・永		

様式第5号（第5条関係）

議長	事務局長	事務局員
		
田 清	実 様	

令和8年3月31日

矢巾町議会議長 廣



会派名 町民の会  
代表者名 水本 淳一



令和7年度政務活動費収支報告書

矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、次のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 1,152,000円 ※内訳（人/16,000円×6名×12ヶ月分）

2 支出

項目	金額（円）	主たる支出の内容
調査研究費	408,885円	交通費、宿泊費等
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
合計	408,885円	

3 残額 743,115円

備考 政務活動費支出明細書、調査研究等実施報告書、領収書等の写しを添付すること。

様式第7号（第6条関係）

政務活動費支出明細書（会派名＝ 町民の会 ）

（調査研究費・1枚のうち1枚）

No.	支出年月日	件名	内容	金額（円）	備考
1	令和7年 6月27日	調査研究費	航空券、JR券、宿泊代、 タクシー代、手配料金、 振込手数料として 支払先(名鉄観光サービス株式会社)	92,165円	北海道栗山町、白老町へ 議会改革の調査
2	令和8年 2月2日	調査研究費	JR料金、タクシー代、 宿泊費、手配料金、保険 料として 支払先(東武トップツア ーズ株式会社盛岡支店)	268,320円	埼玉県三芳町 議会、三富今 昔村くぬぎの 森交流プラザ
3	令和8年 2月9日	調査研究費	研修会受講料として 支払先(くのぎの森交流 プラザ)	48,400円	
			計	408,885円	

(A4)

分類番号				
保存期限	1・3・5・10・永			

様式第8号 (第6条関係)

議長	事務局長	事務局員
実様		

令和 7年 7月23日

矢巾町議会議長 廣田 清

会派名 町民の会  
 代表者名 水本 淳一  
 報告者氏名 高橋 安子



調査研究等実施報告書

実施年月日	令和7年 7月15日(火) ~ 7月16日(水)
参加者名 (1人)	町民の会：高橋安子
目的	議会改革に関する課題についての調査
行先	北海道栗山町議会 北海道白老町議会
対応者 又は 主催者	新誠会 昆 秀一
概要及び 所見	○ 概要  別紙のとおり
経費	92,165円

## 調査研究等経費内訳

(会派名＝町民の会)

調査研究費 ・ 研修費 (いずれかを○で囲む)						
交通費	交通機関名	経路	計算	計	備考	
	航空券代	いわて花巻～新千歳		21,500 円×1 人	21,500 円	
	JA 券代	栗山～白老		2,020 円×1 人	2,020 円	
		追分～南千歳		850 円×1 人	850 円	
		南千歳～白老		1,160 円×1 人	1,160 円	
		白老～矢幅		10,010 円×1 人	10,010 円	
		白老～新函館北斗		2,950 円×1 人	2,950 円	
		新函館北斗～盛岡		7,170 円×1 人	7,170 円	
	タクシー代	ジャンボタクシー		22,620 円×1 人	22,620 円	
		回送料・駐車場代・通行料		2,600 円×1 人	2,600 円	
宿泊料	宿泊日	宿泊先	計算	計	備考	
	7/15	シャトレゼホテル栗山シングル1泊2食	19,500 円×1 人	19,500 円		
手配料金					1,800 円	
値引き					-15 円	

合計	92,165 円
----	----------

備考 領収書等の写しを添付すること。

## 請求書

028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

町民の会様

発行日 2025年06月18日

予約番号 BC-031238

請求番号 BC-00028291

名鉄観光サービス株式会社

盛岡支店

〒020-0022

岩手県盛岡市大通3丁目8番10号

七十七日生盛岡ビル9F

TEL:019-654-1058 FAX:019-654-1044

ご請求額 ¥92,600.-

毎度お引立ていただきありがとうございます。

下記の通りご請求申し上げます。

内容 7/15~16 ご旅行代金

責任者

担当者

佐藤

村上

利用日	項目名	内容	単位	単価	数量	金額
25/07/15	旅行代金			92,165	1	92,165 ◎
	保険料	国内旅行傷害保険		300	1	300 ▲
	保険料	航空機欠航補償保険		135	1	135 ▲
		◎10%対象額計 (税込)			(	92,165)
		▲課税対象外計			(	435)
				合計	(A)	92,600
				ご入金済額	(B)	0
				今回請求額	(A)-(B)	92,600

お振り込みは、下記口座へ2025年06月25日までにお願いします。

振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。

振込先	三菱UFJ銀行 新東京支店 普通	3318232
	みずほ銀行 第五集中支店 普通	0170232
	三井住友銀行 東海支店 普通	2335232
	メイテツカンコウサービス (カ)	

備考

028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

## 積算例

発行日 2025年06月18日

予約番号 BC-031238

名鉄観光サービス株式会社

盛岡支店

〒020-0022

岩手県盛岡市大通3丁目3番10号

七十七日生盛岡ビル9F

TEL:019-654-1058 FAX:019-654-1044

高橋安子様

担当者




内容 7/15~16 ご旅行代金

利用日	項目名	内容	単位	単価	数量	金額
25/07/15	航空券代	いわて花巻～新千歳		21,500	1	21,500
25/07/16	乗券代	乗車券 栗山～白老 指定席券 追分～南千歳 指定席券 南千歳～白老 乗車券 白老～矢幅 指定席券 白老～新函館北斗 指定席券 新函館北斗～盛岡		2,020 850 1,160 10,010 2,950 7,170	1 1 1 1 1 1	2,020 850 1,160 10,010 2,950 7,170
25/07/15	宿泊代	シャトラーゼホテル栗山 シングル、1泊2食		19,500	1	19,500
25/07/15	タクシー代	ジャンボタクシー1台 回送料・駐車場代・通行料		22,620 2,600	1 1	22,620 2,600
25/07/15	手配料金			1,800	1	1,800
25/07/15	保険代	国内旅行傷害保険 航空機欠航補償保険		300 135	1 1	300 135
25/07/15	出精値引き			-15	1	-15
				合計		92,600

\*上記代金は企画旅行契約にもとづく、当社の販売価格です。

**いわぎん**  
キャッシュサービス  
ご利用明細票

いつも(いわぎん)をご利用いただき  
ありがとうございます。

 **岩手銀行**

お取引内容		店機番	お取引日
お振込		119-71	07-06-27
銀行番号	取引店	口座番号	
取扱番号	お取扱金額 00		硬貨合計
2338	010	000	000
お取引時刻	お取引金額		手数料
09:36	¥92,600		¥770
お取引後残高			釣 銭
			¥6,630

振込金受領書 印紙税納付  
 三菱UFJ銀行  
 新東京支店  
 普通 NO. 3318232  
 受取人 メイテツ カンコウ サービス 様  
 (カ  
 依頼人 チョウミンノカイ 様  
 連絡先 090-7796-0923  
 受付番号0000000000000007

▼裏面の説明をご覧ください。

## 別紙 概要及び所見

### (1) 栗山町

議会運営における最高規範として、日本で初めて議会基本条例を平成18年に制定した町である。

人口 10,564人 面積 203,93km<sup>2</sup>

議会定数11名（年齢別 最年少42歳最高齢81歳 平均60,4歳）

○ 対応者：議長・鶴川和彦 副議長・斉藤よしたか  
議員・端 師孝 議会事務局長・中野真理

#### ○ 調査項目

##### 1 議会基本条例

・徹底した情報公開と共有

・住民参加の機会の保証

・積極的な議員間の討議

を三本の柱として、平成18年5月に施工

特徴として、

① 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置

② 年1回の議会報告会の開催を義務化

③ 議員相互間の自由討議の推進

④ 町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置

（議会モニターの任期2年：毎回10人から20名の定数にほぼ満杯になるほどの人数確保）

⑤ 有権者の政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入など16項目を入れた議会基本条例を策定した。

##### 2 議員なり手対策事業として「議員の学校」を開校

平成27年、31年の2度にわたり無投票が続いたことから、議員のなり手対策事業として①報酬と定数を考える小委員会②なり手問題を考える小委員会を設置し、解消に向けた具体的な取組みとして、「議員の学校」を開校した。

議員の学校は6時間構成で

1時間目：議会のキホン～議会と議員の役割について～

2時間目：議員に聞いてみよう～議員活動の実際～（議員になった動機、議員と仕事の両立等）

3時間目：傍聴してみよう～議会運営委員会（議会運営の流れ等）～

4時間目：傍聴してみよう～一般質問編～

5時間目：傍聴してみよう～予算審査特別委員会～

6時間目：体験してみよう～模擬議会～

閉校式

令和5年の「議員の学校」受講者は、町内外から19名参加、町内受講者

は11人。その内、3名が議員に立候補し3名当選した。令和6年以降は「NEO議員の学校」として、15時からの昼の部、18時からの夜の部を1時限90分として10時限で開校している。

### 3 出前議会各種団体懇談会について

議会報告会を開催した際に参加が少ない若者、女性、子育て世代の団体・グループを対象に出前報告会を実施。

また、住民参加ニューウェイブ議会モニターを募り町議会に反映させている。議会モニターの任期は2年で、令和5年～7年の任期のモニターは定数20名に17名が登録している。

### 4 所見

栗山町では、他にも多くの取組みを11名の議員で、多くの取組みを実践しており、「議員の学校」や「議会モニター制度」など本町でも実践したいと思う事例が多くあった。

特に「議員の学校」については、議員希望の方もいると思われることから、きっかけづくりとして本町でも実施してはどうか。

## (2) 白老町

柔軟な会期日程で、住民ニーズに即応する取組みを実施。

- 対応者：議長・小西秀延 議会運営委員長・佐藤雄大  
議会運営福委員長・前田 弘幹

### ○ 調査項目

#### 1 議会改革について

第1次改革を兵制10年から14年に実施、その後令和5年第5次改革まで5回実施し、①自治基本条例の制定②議員定数の削減(20名→16名H19.1月)③通年議会制導入④議会公聴の充実・強化について改革

#### 2 平成18年、議会公聴の充実強化を目的に、広報広聴常任委員会を新設し議員全員が所属する。

- ・議会報告会の定例実施
- ・議会懇談会の定例実施
- ・常任委員会分科会(総務文教・産業厚生)ごとに関係団体や高校等との懇談会を実施
- ・全員による出前トーク・・・町民のおおむね5人程度の集まりから要請があれば、議員が出向いて懇談する等を実施。

令和3年はコロナ禍における町民との情報共有の工夫・議会報告をビデオ撮影し、動画配信を行った。

#### 3 夜間議会について

平成11年から多くの方の傍聴を目的に実施したが、年々傍聴者が減少し、平成23年で終了したとのこと。

#### 4 所 見

平成8年から、開かれた議会・信頼される議会を目指して、数々の議会改革を実施しており、参考になるものが多かった。その中に、町民に親しまれる議会づくりとして、委員会の地域別開催（移動常任委員会）を実施。委員会とはどんなことをするか、特に地域の課題を求める請願について、どのように審議されるかなど町民に傍聴してもらう事により、議会への親しみ、関心を持つ活動は、本町でも実施してみるべきと感じた。

分類番号				
保存期限	1・3・5・10・永			

様式第8号 (第6条関係)

議長	事務局長	事務局員
廣田 清実	様	廣田

令和8年3月23日

矢巾町議会議長

廣田

清実

様

廣田

廣田

廣田

会派名

町民の会

代表者名

水本 淳一

報告者氏名



調査研究等実施報告書

実施年月日	令和8年2月8日(日)～令和8年2月9日(月)
参加者名 (人)	高橋 恵 吉田 <del>信博</del> 藤原 信悦 高橋 安子 水本 淳一 廣田 清実
目的	三富今昔村：施設の取り組みと環境教育やリサイクル技術について 三芳町役場：「三芳町をきれいにする条例」策定の経緯と取り組みについて
行先	埼玉県三芳町 (三富今昔村くぬぎの森交流プラザ、町議会)
対応者 又は 主催者	町民の会 水本 淳一
概要及び 所見	別紙のとおり
経費	316,720円 (内訳は別紙のとおり)

調査研究等経費内訳

(会派名 = 町民の会)

調査研究費 ・ 研修費 (いずれかを○で囲む)						
交通機関名	経路		計 算	計	備考	
	JR 東北料金	矢幅～大宮		① 14,250 円×6 人	85,500 円	領収書内訳書
	JR 東北料金	大宮→矢幅		② 14,050 円×6 人	84,300 円	〃
	現地移動費	電車・タクシー		③ 3,820 円×6 人	22,920 円	〃
交通費						
宿泊料	宿泊日	宿 泊 先		計 算	計	備考
	R8,2,8	マロウドイン大宮		④ 11,550 円×6 人	69,300 円	領収書内訳書
研修会受講料				48,400 円		領収書
手配料金	⑤ 550 円× 6 人 =			3,300 円		領収書内訳書
国内旅行傷害保険	⑥ 500 円× 6 人 =			3,000 円		〃

合 計	316,720 円
-----	-----------

備考 領収書等の写しを添付すること。

領収書 1



# TOBU TOP TOURS CO.,LTD.

## 領 収 証 RECEIPT

No. 3204 AA 009856  
お客様コード 060226

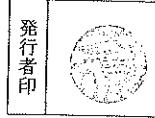
DATE 2026/03/23

RECEIVED FROM 矢巾町 町民の会 様

領 収 金 額 THE SUM FORM ¥268,320※

但し ご旅行代金として  
FOR (2/02日発行領収証No. 672951交換発行)

上記金額正に領収致しました  
The above sum has been duly received



※クレジットカードによる領収（お支払い）の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

### FORM OF PAYMENT

現金 CASH	2/02日入金
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	
ギフト券 GIFT TICKET	
クレジットカード CREDIT CARD	

東武トップツアーズ株式会社  
盛岡支店



〒020-0034  
岩手県盛岡市盛岡駅前通16-21  
盛岡駅前通ビル4階



# 領収書

領収日: 2026年02月09日

天中町議会 町民の会 様

¥48,400-

(内消費税等	¥4,400)
(10%対象税込計	¥48,400)
(内消費税等	¥4,400)

8%対象は全て軽減税率対象です

但し 研修会受講料 として

上記正に領収いたしました

担当:



くぬぎの森 交流プラザ  
 登録番号:T4030001056274  
 埼玉県所沢市下富1341-1  
 サステナブルフィールド  
 TEL:049-259-6565

財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管して下さい

領収書No.026-000162  
 レシートNo.263887

### <領収書明細>

ライトコースガイド費	
@3,700x 10	¥37,000外
森の保全費(企画)	
@700x 10	¥7,000外

小計 20点	¥44,000
外税	¥4,400

<b>合計</b>	<b>¥48,400</b>
(内消費税等	¥4,400)
(10%対象税込計	¥48,400)
(内消費税等	¥4,400)

お預かり	¥48,400
お釣	¥0

# 会派研修視察報告書

報告者：町民の会 高橋 恵

視察日時：令和8年2月9日 13:30~15:00

視察先：埼玉県入間郡三芳町

視察項目：「三芳町をきれいにする条例」策定の経緯と取り組みについて

対応者：三芳町環境課 / 課長 平野健太郎氏 ・ 環境対策担当 主幹 中村直人氏  
三芳町議会 / 議長 細谷光弘氏 ・ 議会事務局長 小林豊明氏

## I 目的

本町では、河川敷や道路脇、民有地等への不法投棄やポイ捨て、ペットのふん放置などが見受けられ、生活環境の保全と住民意識の向上が課題となっている。

また、現行法（廃棄物処理法等）との関係や実効性を踏まえ、条例制定の必要性や運用方法について整理が求められている。

このため、平成28年に条例を制定し、環境美化推進委員会を設置して取り組む三芳町を視察し、本町における実現可能な施策の検討を行うこととした。

## II 概要

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (1) 人口   | 37,200人 (令和8年1月31日現在)    |
| (2) 面積   | 15.33 km <sup>2</sup>    |
| (3) 人口密度 | 2426.6 人/km <sup>2</sup> |
| (4) 世帯数  | 17,310 世帯                |

### 1. 条例制定の背景

町内で、たばこの吸い殻等のポイ捨て、ペットのふん放置、路上喫煙等のマナー違反が見受けられたことから、快適な生活環境確保を目的に条例を制定。

### 2. 条例の位置付け（考え方）

違反者の取り締まりを目的とせず、「人を思いやる」意識の醸成を基本とした理念型の条例であり、ルールとマナーの定着を図るもの。罰則規定は設けず、指導・勧告により運用している。

### 3. 重点区域の設定

条例施行後、駅に近い導線等を中心に「環境美化重点区域」および「路上喫煙禁止区域」を指定して運用してきた。

## III 視察内容

### 1. 条例の制定経過・目的

- 制定経過：条例案検討→審議会での意見聴取→パブリックコメント→議会可決→周知期間を経て施行。
- 目的：空き缶やたばこの吸い殻などの投げ捨てやごみの不法投棄やペットのふん放置など「マナー違反」による環境悪化を抑え、安心・快適な生活環境を確保すること。

### 2. 条例の概要（主な規定）

- 町内全域での空き缶・吸い殻等の投げ捨て（ごみのポイ捨て）禁止
- 公共の場所・他人の所有地での犬のふん放置禁止
- 公共の場所での路上喫煙防止（努力義務）
- 指定区域での路上喫煙禁止
- 罰則は設けず、指導・勧告により運用（勧告に至る悪質ケースは現状ほぼなし）

### 3. 推進体制：環境美化推進委員会

- 設置：平成 28 年 7 月設置
- 当初構成：重点区域を含む行政連絡区からの推薦、商工会推薦、審議会委員等（計 9 名）
- 主な活動：重点区域パトロール、啓発（チラシ配布、路上喫煙禁止区域ステッカー貼付等）

### 4. 効果と課題（現状評価）

- 効果：重点区域を中心に、吸い殻や空き缶等のポイ捨てが減少。「ごみのごみを呼ぶ」悪循環が弱まり、きれいな状態が一定程度維持。
- 課題：①ごみ集積所周辺や道路脇民地等への家庭ごみ等の不法投棄対策  
②重点区域中心の取組みから、町全体へ拡大する仕組み  
③推進委員会の委員構成・参加の在り方（推薦負担、活動範囲等）
- 再構築の方向：令和 6 年度より、重点区域偏重を改め、各行政連絡区（14 か所）から 1 名推薦の体制へ拡大して再始動（今後、活動内容・運営方法を検討）

### 5. 新たな取組（不法投棄多発地点へのモデル事業）

- まちの景観・地域評価の観点から、特にひどい箇所をモデル区域として  
①ごみ撤去+②投棄防止柵+③防犯カメラ付き防犯灯などを実施。
- 公金投入に当たり、土地所有者と協定（再発防止・管理等）を前提に進める。
- 次年度以降の横展開は、効果検証後に判断（単発モデル→有効策の整理）。

### 6. 教育・意識啓発

- 小学校 4 年生の環境学習（施設見学等）を実施。
- 学校からの要請に応じた出前講座等も実施。
- 「子どもが学んで家庭へ伝える」波及効果が大きいとの認識。

## IV 所感

1. 罰則に頼らず、「意識と行動のルール化」を進め、委員会体制と啓発を組み合わせることで成果を上げている点が参考になった。
2. 重点区域から始め、課題を踏まえて町全体へ広げるなど、制度を見直しながら柔軟に運用している点が印象的であった。
3. 不法投棄対策では、「撤去・再発防止設備・協定」を組み合わせる取組みにより、現実的な改善を図っている点は、本町でも参考になる。
4. 学校教育と連動した環境学習は、家庭や地域への広がりが期待でき、長期的な意識向上につながる取組みである。

## V 矢巾町の現状と今後の方向性

### A. すぐ取り組めること（一部、実施済み）

1. 不法投棄多発地点の「見える化」（地図化・看板の統一）
2. 集積所ルールの明確化（資源物持ち去り禁止・通報方法の周知）
3. 地域清掃の支援（ゴミ袋、軍手など物品配布・回収手配など）
4. 学校と連携した環境学習の充実

### B. 条例を検討する場合（罰則なしでも可）

1. マナー向上を目的とした理念条例の整備
2. 推進体制の設置（重点区域から段階的に拡大）
3. 啓発手段の統一（看板・チラシ・パトロール）

### C. 不法投棄対策

1. 多発地点に集中した対策（撤去・防止設備・土地所有者との協定）
2. 警察・管理者との連携強化（通報～対応の流れを明確化）

## 埼玉県三芳町「三富（さんとめ）今昔村」研修視察概要及び所見

視察日時 令和8年2月9日（月）午前10時～午前11時30分

視察先 埼玉県入間郡三芳町 石坂産業株式会社「三富今昔村」

対応 石坂産業 三富今昔村事業推進部 藤井

視察事項 施設の取り組みと環境教育やリサイクル技術について

### （1）目的

本町では、近年スマートインターチェンジの開通等による交通量の増加に伴い、田んぼや道端、山林等への不法投棄などに関する苦情が増えており、その課題解決やゴミ分別などの環境整備の推進が一層求められていることから、三富今昔村の施設を視察し環境問題への理解・見識を深める。

### （2）施設の概要

三富今昔村は、埼玉県三芳町にある、石坂産業が運営する里山環境フィールドである。

東京ドーム約4.5個分の広大な「くぬぎの森」で、農業・里山体験、自然散策、SDGs学習を通じて、自然と技術が共生する循環型社会を学べる体験型施設であり、環境省からも「体験の機会の場」として認定されている。

2015年12月には、所沢の絹の養蚕農家を復元した「くぬぎの森交流プラザ」がプレオープンし、地域の交流の場としての新たな役割を果たしている。

この施設の主要な目的は、里山の再生を図ることで、さらには、農業体験や地域のイベントが行われるスペースが設けられており、地域における歴史や文化を伝える貴重な体験の場であり、環境省からも「体験の機会の場」として認定されており、次世代に向けた環境教育の場となっている。

石坂産業は、98%という非常に高い産業廃棄物リサイクル率を誇り、産業廃棄物問題をAIなどで解決する将来性のある事業を展開している。

### （3）施設設立の経緯

300年ほど前、5代将軍徳川綱吉の側用人、柳沢吉保が、この地のやせた土壌を豊かにするため木を植え、水を生み出し、三富（さんとめ）と名付けた。みんなが自然を大事にし、親しみをこめて雑木林を“ヤマ”と呼び、やまゆりの花が群生していた。

ところが私たちの大量生産、大量消費の便利な時代は、里山の有り難みをすっかり忘れ、いつの間にかこの“ヤマ”も、ゴミが散乱する林となった。

この三富の森を再生するために、不法投棄されたごみを拾うことからはじめ、その結果、少しずつ生物たちが戻り始め、2012年にはJHEP認証“AAA”を取得。生物多様性の高い里山にできた。

この三富今昔村が、“ともに自然を守り、ともに里山の新しい価値を生み出しながら、多世代で交流し、ともに学ぶ場”になること、気候変動、生物多様性、廃棄物の在り方について、一緒になって 100 年先を考えていく、そして、地球の“持続可能性への知恵”が集まる場となり、一人一人が「今日、自分にできることは何か」を考え、一つひとつ行動を起こしていく機会のあることを願い設立された。

#### (4) 町民の会 研修日程と内容

循環デザインマスター ライトコース

10:00 オリエンテーション

創業者の「まだ使えるものが平然と捨てられる」という危機感から、「ごみを宝の山に帰る」という経営理念、「捨てない社会」の実現の追求 などの説明を受けた。

10:15 資源リサイクル工場見学 くぬぎの森散策

石坂産業が運営する、高いリサイクル率を誇る「資源再生プラント」を見学したが、防音対策・粉塵対策も施され、周囲の環境への配慮についても徹底されていた。

産業廃棄物を単に埋め立て・消却するのではなく、再資源化する技術と姿勢があるとともに、通常、隠されがちな産業廃棄物処理の現場を徹底的に「見える化」し、見学通路を設けるなど、安全でクリーンな工場であることを透明性をもって公開している。

「くぬぎの森」の散策は、広大な敷地の中の、ほんの一部の散策ではあったが、自然環境の保全についての体感ができた。

11:15 質疑応答・フリートーク（くぬぎの森交流プラザにて）

11:30 終了

#### (5) 所感

今回は時間の関係上、循環デザインマスタープログラムの中でも最も短いコースを選び、今昔村のほんの一部しか見学できなかったが、創業者の「ごみを宝の山に帰る」という経営理念、「捨てない社会」の実現の追求について改めて考えさせられた研修であった。

石坂産業は、創業者から引き継がれた経営理念のもと徹底した資源リサイクルと環境教育を行っているが、同様の民間会社は全国的に珍しいということで、このような理念を持ち実践できる社会環境が整い広がることを願う。

地域の歴史遺産や文化の伝承についても大切にしており、くぬぎの森交流プラザには地域遺産の観光案内カードが備えられており自由に持ち帰ることができる。当町においても大いに参考になる手法と思われる。

